

常陸太田市地域公共交通運転手就労奨励金について

常陸太田市地域公共交通活性化協議会は、市内の公共交通事業者の運転手を確保することにより、公共交通を維持するため、公共交通事業者における市内事業所に運転手として就職した移住者に対し、常陸太田市公共交通運転手就労奨励金を交付します。

奨励金の額

100万円

対象要件

以下の全ての要件に該当する者が、奨励金の交付対象者となります。

移住要件

(1)市外の市区町村の住民基本台帳に市に移住する直前の1年を超える期間記載されていた者

(国外に転出していた期間がある場合は、その期間を含む。)

(2)令和6年5月2日以降に本市に転入した者

(3)市内の住宅所在地に住民登録をし、3年以上居住する見込みである者

勤務要件

(1)本市へ転入以降1か月以内に公共交通事業者(※1)における市内の事業所に運転手として雇用(正規職員)された者

(2)申請時において運転手として3か月以上勤務している者(※2)で運転手として3年以上勤務する見込みである者

※1 該当事業者：茨城交通株式会社、新星自動車株式会社、有限会社太田安全タクシー

※2 令和7年11月28日(金)までに勤務している必要があります。

その他要件

(1)市税等の滞納がない者

(2)暴力団員その他反社会的団体の構成員でない者

申請方法 ※予算がなくなり次第終了となります

■提出書類

(1)[常陸太田市公共交通運転手就労奨励金交付申請書\(様式第1号\)](#)

(2)住民票の写し

(3)戸籍の附票の写し

(4)納税証明書又は市税等に滞納がないことの証明書

・申請日が1月1日～5月31日：申請日の前年の1月1日現在の居住地で発行されたもの

・申請日が6月1日～12月31日：申請日の1月1日現在の居住地で発行されたもの

(5)運転免許証の写し

(6)[勤務証明書\(様式第2号\)](#) ※勤務先が証明するものです。

■申請期限

令和8年2月27日(金)

■提出先

常陸太田市地域公共交通活性化協議会事務局(常陸太田市役所企画課内)

注意事項

以下に該当する場合は、奨励金を返還いただく場合があります。

- ・ 奨励金の申請日から3年未満で本市から転出したとき。
- ・ 奨励金の申請日から3年未満で運転手の職を辞したとき。
- ・ 偽りその他不正な手段により奨励金の交付決定を受けたとき。

[常陸太田市公共交通運転手就労奨励金交付申請書（様式第1号）](#) WORD形式／26.78KB

[勤務証明書（様式第2号）](#) WORD形式／23.25KB

このページに関するお問い合わせは [企画課](#) です。

本庁3階 〒313-8611 常陸太田市金井町3690

電話番号：0294-72-3111 内線311

[メールでのお問い合わせはこちら](#)
